

戸籍証明書等の請求書（広域交付用）

台東区長 殿

令和 年 月 日

※請求には官公署発行の写真付本人確認資料が必要です。
その他の注意事項は裏面に記載されています。
太字（網掛け）の項目は必ず記入してください。

請求者	住 所				
	電話番号	()			
	本 籍				
	フリガナ				
	筆頭者の氏名				
	フリガナ			生年 月日	T ・ S ・ H ・ R 年 月 日
対象者	請求者との関係	☐ 本人		☐ 配偶者（夫又は妻）	
		☐ 直系尊属（父母又は祖父母など）		☐ 直系卑属（子又は孫など）	
	本 籍			☐ 請求者の戸籍と同じ	
	フリガナ			生年 月日	M ・ T ・ S ・ H ・ R 年 月 日
	筆頭者の氏名			生年 月日	M ・ T ・ S ・ H ・ R 年 月 日
	フリガナ			生年 月日	M ・ T ・ S ・ H ・ R 年 月 日
必要な戸籍の 範囲	☐ 対象者の現在の戸籍				
	☐ の現在の戸籍				
	☐ 対象者が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍				
	☐ が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍				
	☐ 対象者が生まれてから現在まで在籍した戸籍				
	☐ が生まれてから現在まで在籍した戸籍				
	☐ が 歳から 歳まで在籍した戸籍				
	☐ その他 ()				

何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。

必要な証明書の 種類	☐ 戸籍（除籍）証明書 戸籍（改製原戸籍又は除籍）に記載されている方全員の証明	通
	☐ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号 戸籍（改製原戸籍又は除籍）に記載されている方全員の電子証明	通
	☐ その他の証明 結婚情報サービス・結婚相談業者に提出する証明書	通

※裏面もご確認ください

以下、職員使用欄				
本人 確認	免・運転経歴・マ・パ・住 障・外・在・特永			
受付	出力	審査	交付	☐ 後日交付
あずかり書類 ☐ 戸 籍 () 通 ☐ 生保受給証 ☐ その他 () 通 []				
手 数			料	
通			円	
受取日： 月 日 時 分				

請求にあたっての注意事項

下記の注意事項を必ずご確認ください、チェックしてください。

1. 証明書交付までの時間等について

- ☐ 他自治体の戸籍を取り扱うため、台東区の戸籍の申請よりも交付までにお時間をいただきます。
また、相続等で出生から死亡までの戸籍を請求する場合などは、受付のみ当日中に行い、証明書のお渡しは後日となります。

2. 請求者について

- ☐ 広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。
窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。
(代理人の方は請求できません。)
請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の区市町村に請求してください。

3. 本人確認資料について

- ☐ 請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
広域交付の請求の場合、官公署発行の写真付身分証明書に限られます。

4. 必要な戸籍の範囲について

- ☐ 必要な戸籍の範囲について記載してください。請求者から見て、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属の戸籍しか取得できませんのでご注意ください。
記載いただいた範囲の戸籍を検索します。

5. 対象者

- ☐ 請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。
記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書を交付できない場合がありますのでご注意ください。

6. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

- ☐ 広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。
請求対象の戸籍が、本籍地の区市町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の区市町村に請求してください。
戸籍抄本、告知書及びその他行政証明についても、広域交付では交付できません。
また、発行制限がかかっている戸籍も交付できませんので、本籍地の区市町村にご相談ください。

7. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

- ☐ 行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16ケタの数字)を発行します。
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので詳しくは手続き先にお問い合わせください。

8. 罰則

- ☐ 偽りその他の不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。